

令和 6 年 3 月 1 1 日

枚方市東部清掃工場焼却施設の事業承継について

枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）は、構成市からの可燃ごみの中間処理に係る権限移譲後、枚方市・京田辺市可燃ごみの広域処理に関する基本協定書（平成 28 年 4 月 11 日締結、以下「基本協定書」という。）に基づき、下記のとおり枚方市から枚方市東部清掃工場焼却施設の事業承継を受け、その管理運営を行うものとする。

記

1 事業承継に係る財産の取扱いと施設の管理運営のあり方

事項	内容
財産の取扱い	枚方市は、事業実施に必要な範囲を普通財産として組合に無償貸借する。
貸借の範囲（事業実施に必要な範囲）	枚方市東部清掃工場のうち、焼却施設（焼却棟、煙突、付帯設備、当該底地）に該当する部分。
組合が行う管理運営（包括的管理運営業務）の内容	<p>組合は、枚方市における従来の管理運営の実施形態（運営：直営、施設運転：委託）を引き継ぐ形で、以下を実施する。</p> <p>① 焼却施設の運転管理</p> <p>② 焼却施設の維持管理（点検整備、工事（定期補修工事、大規模修繕等、焼却設備に係る全ての工事）の実施）</p> <p>③ その他可燃ごみの中間処理に係る全ての事務</p> <p>※基本協定書第 1 2 項（2）号の規定に基づき、管理運営に係る経費等は枚方市負担とする。</p>
特記事項	枚方市は従前どおり、工場敷地内全体に係る管理業務及び建物の維持管理について、貸借範囲も含め一元的に行うこととする。

2 枚方京田辺環境施設組合の管理範囲

資料 2 枚方市東部清掃工場 配置図のとおり

枚方市東部清掃工場 配置図

